

少年法適用年齢引き下げの一考察

小関 慶太

A Consideration on the Age Reduction for Juvenile Law

KOSEKI, Keita

キーワード：適用年齢 年齢区分 非行動機 非行態様 子どもの性徴

1. はじめに
2. 少年適用年齢
- 3 少年の発達成長（性徴）
4. 判決文から「動機」「態様」の分析
5. 一考察

1. はじめに

近時、少年法改正に関する社会の動きには、次の2つがあるように考えられる。犯罪白書¹等の統計から少年非行は、人口比以上に減少傾向にあるが内閣府調査（2015）²によると統計と体感や不安は異なっているように思われる。これもセンセーショナル（興味関心を引く方法）な報道のあり方の影響かと考えられる。また調査の時期前後に凶悪事件が発生し、連日のマスコミ報道が過熱化していたころである。

第一に2015年1月、名古屋大学女子学生（18）³殺人事件（以下「名古屋女子大生事件」）、同2月、川崎中学1年生（共犯事件・18歳1名、17歳2名）殺害事件（以下「川崎事件」）が発生したことを受け、少年法61条（推知報道）を見直すことで犯罪予防につながるという声が上がった。

名古屋女子大生事件を週刊朝日⁴が顔写真にモザイクを掛け、週刊新潮⁵は2枚の少女の写真や父親、

¹ 法務総合研究所『平成27年度版 犯罪白書』（2015年）104頁以下参照、同『平成28年度版 犯罪白書』（2016年）98頁以下参照

² 内閣府『世論調査報告書（平成27年9月）』

（<http://survey.gov-online.go.jp/h27/h27-shounenrikou/gairyaku.pdf>）

³ 2017年1月16日より第一審裁判員裁判が行われている。検察の最終論告では「自己中心的で身勝手な動機で実行した。卑劣で強い非難に値する」公判では責任能力のほか、劇物投与事件での殺意の有無などが大きな争点になった。弁護側は重篤な精神障害を理由に無罪を主張。これに対し、検察側は障害の影響は限定的だったとしている。

（2017.3.10/産経WEST（<http://www.sankei.com/west/news/170310/wst1703100045-n1.html>）

閲覧日：2017.4.27）

⁴ 『週刊朝日』（2015.2.13号24頁以下、2015年）

⁵ 『週刊新潮』（2015.2.12号130頁以下、2015年）

祖父の情報まで報じた。川崎事件は、週刊文春⁶がグラビアページで加害少年を「18歳の殺人鬼」、本文では加害少年を「鬼畜」と称し、目の部分を黒塗にした写真を掲載した。週刊新潮⁷は、加害少年3人の内、主犯格の顔写真を2枚掲載、他2名は目の部分にモザイクを入れた写真を報じた。また週刊新潮⁸は「少年法」と「実名・写真」報道に関する考察と称した特集を組んだ。週刊誌という性格を考えつつも、報道の在り方、被害者及び加害者並びに関係する者への人身的保障、人権を視野に入れなければならない。

川崎事件⁹は、ネットへ過剰な書き込み、いわゆる「私刑」が連日繰り返行われていた。これにより、関係のない者も巻き込まれ害を被るケースも発生している。田島泰彦は「ごく早い段階から少年らの実名・顔写真がネットに出回っているにも関わらず、少年法によって活字メディアやテレビが報じてはならないと禁じるのは、やはり違和感もあります。つまり今のような（情報がインターネットで自由に伝わる）時代には、もはや実名か匿名かを法律で一律に規制すべきか、検討の余地があります¹⁰」、藤井誠二は「61条で規定されている『新聞紙その他の出版物』であり、ネット規制には一切触れていません。時代に即した法改正が必要です¹¹」と述べられている。現行少年法が制定された昭和23年（1948）には、科学技術の発達に伴い、情報ネットワークの確立は予想されていなかったのかもしれない。しかし、これを理由に推知原則を覆すだけの理由にはならない。実際に「私刑」相当な行為が行われ、加害者やその周辺の者も害を被っている以上、法改正による対応を論じる前に道義的な行動を図るべき教育という形で考える必要がある。

第二に民法改正（案）により、成人年齢が20歳から18歳へ引下げ、国民投票法は2018年に「18歳以上」に引き下げが予定されている。選挙年齢を規定する公職選挙法が改正されれば2018年を待たずに引き下がると解される。来年度（2017年度）の通常国会に提出し2020年頃（平成32年）には成人年齢18歳引き下げを予定¹²している。少年と成人の年齢を一律化する必要があるのだろうか。少年年齢を引き下げる考え方は、選挙年齢などとの整合性を付けるものである。しかし、我が国の法律等には成人年齢等に関わるものは約300あるといわれている。これら全て整合的にまとめる必要があるのだろうか。

⁶ 『週刊文春』（2015.3.12号26頁以下、2015年）

⁷ 『週刊新潮』（2015.3.12号26頁以下、2015年）

⁸ 『週刊新潮』（2015.3.12号143頁以下、2015年）

⁹ 主犯格に平成28年2月10日横浜地裁は、懲役9年以上13年以下の不定期刑の判決を言い渡した。〔平27（わ）638号、文献番号2016WLJPCA02109003（Westlaw Japan社）〕

¹⁰ 『週刊新潮』（2015.3.12号144頁、2015年）

¹¹ 『週刊新潮』（2015.3.12号34頁、2015年）

¹² <http://www.sankei.com/politics/news/160815/pl1608150017-n1.html> (2016.8.15) 産経ニュース参照

【図表1】子どもの年齢と能力・権利・義務

年齢	属性・所属	能力	権利	義務
0歳	始期 赤ちゃん	権利能力		
7~12歳	小学生	意思能力		
12歳前後	小学6年生~ 中学1年生	責任能力 不法行為能力		
14歳	中学生	刑事責任能力		
15歳	中学生	身分行為能力		義務教育
16歳	高校生	女性の婚姻適齢	原付・普通二輪運転免許 小型船舶の免許・労働・遺言	
17歳	高校生		飛行機・ヘリコプター 飛行船の操縦免許	
18歳	高校生~※1	男性の婚姻適齢・死刑の適用	選挙権・国民投票権・深夜バイト 普通自動車運転免許 クレジットカードの所持	
19歳	※1		スポーツ復興くじの購入	
20歳	※1	行為能力	喫煙・飲酒・公営賭博	裁判員・国民年金の加入

※1…浪人生・社会人・大学生・短大生・専門学校生・高専生 高校生に高専生・専修学校生含む

年齢に関して、それぞれの制度の性格を鑑みなければならない。成人年齢は、取引上の責任の問題（決定・取消・追認権）や健康に掛かる問題（飲酒・喫煙）等があるのに対して、選挙権は投票への参加の有無、投票の結果に対してまで法的責任は要求されない。この点を鑑みるのであれば年齢制限にかかる問題が異なっていることが、合理的であるがゆえ、整合性（国法上の統一）を持たすことが急務とは言い難い。

少年法改正について、諸澤英道は「先進国の中でも、少年法を20歳で区分している国は日本くらい。国際的な基準から見ても年齢が高い。少年法で守られていることを認知して犯行に及んでいるケースも多く、犯罪予防の観点から引下げは妥当¹³」、武るりこは「いくら改正を重ねてもまだ被害者より加害少年を保護する向きが強いのが現実¹⁴」と述べられている。

本稿では、少年法適用年齢引き下げが様々な場面でどのような影響を及ぼすのかについて言及をした上で年中少年、年長少年の非行態様の側面から検討を試みたく考えている。

2. 少年法適用年齢

(1) 成人年齢引き下げのきっかけ

成人年齢の引き下げは2000年に民主党がネクストキャビネットで「18歳以上に大人としての権利と責任を¹⁵」と提唱を行った。2007年（平成19年）に成立した日本国憲法の改正手続きに関する法律（平19、法律51号）の附則第3条では「満18歳以上の満20歳未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成人年齢を定める民法その他の法令の規定についても検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」と規定され、これを前提に法制審議会第155回会議において「民法に定める成人年齢引き下げに関する諮問第84号」

¹³ 『週刊新潮』（2015.3.12号34頁、2015年）

¹⁴ 『週刊新潮』（2015.3.12号34頁、2015年）

¹⁵ 『民主党ホームページ』（<http://www.dpj.or.jp/news/?num=11318>）

が発令された¹⁶。

(2) 先行研究

民法上の成人年齢引き下げを受けて以降の主たる少年法年齢適用に関する研究論文は、上野正雄「少年法の適用年齢について」『法学論集』(2009)、横山実「非行少年の処遇理念の推移—少年法適用の上限年齢との関係に見る保護主義理念の推移」『少年法の理念』(2010)、小関慶太「少年の非行動向・状況と質からみた成人年齢引き下げについての一考察」『桐蔭論叢』(2010)、横山実「法学および行動科学からの非行研究の比較—少年法適用の上限年齢の問題を題材として」『青少年問題』(2011)、武内謙治「成人年齢引下げ問題のゆくえ」『刑政』(2015)、浜井浩一「法律家のための犯罪学入門(第25回)少年法成人年齢の引下げを巡る議論の問題点と課題」『季刊刑事弁護』(2015)、川村百合＝須藤明＝武内謙治「座談会 少年法「適用年齢引下げ」を考える」『世界』(2015)、武内謙治「少年法適用年齢の引下げ」『法律時報』(2015)、八田次郎「少年法 適用年齢の引下げについて」『ざ・ゆ〜す』(2015)、鮎川潤「『少年非行と非行少年処遇の過去・現在・未来』の展望」『犯罪社会学研究』(2015)、武内謙治「少年司法改革と非行理解・少年司法の社会性」『犯罪社会学研究』(2015)、武内謙治「少年法適用年齢は引き下げられるべきか」『自由と正義』(2015)、八田次郎「インタビュー 狭められていく少年の“育ち直し”：「少年法適用年齢引き下げ」というナンセンス」『世界』(2015)、後藤弘子「成人年齢の引下げ」『法学教室』(2015)、佐々木光明「少年法『適用年齢引き下げ』問題と子どもの権利保障」『子どもの権利研究』(2016)、武内謙治「少年法の観点から18歳をどうとらえるか」『教育と医学』(2016)、武内謙治「刑事法からの検討—少年法の適用年齢引下げの議論と18歳選挙権との関係」『法学セミナー』(2016)、津田雅也「わが国における少年の刑事処分の位置付けに関する議論—少年年齢の引き下げの是非をめぐる議論を契機として」『罪と罰』(2016)などが挙げられる。

(3) 学界の動き

刑事法研究者より以下の声明として「ロー・ジャーナル 少年法適用対象年齢の引下げに反対する刑事法研究者の声明」『法学セミナー』(2015)、「少年法適用対象年齢の引下げに反対する刑事法研究者の声明」『季刊刑事弁護』(2015)が出された。

学術団体では、一般社団法人日本児童青年精神医学会¹⁷より反対の表明が挙げられている。その他、日本弁護士連合会や単位弁護士会から反対の意見が挙げられている。

(4) 子どもの年齢区分

年齢区分に関して、呼称が少年、未成年者、児童と法令によって異なっている。図表 2-1 から図表 2-3 を比較すると図表 2-1 に示されている法令は、少年の保護はもちろんのことではあるが社会全体の秩序維持を視野に入れた政策であるのに対して、図表 2-2 は児童福祉の観点から社会全体というより個々の児童の特性を配慮した規定であると解される。図表 2-3 は、法的な問題ではなくビジネ

¹⁶ 小関慶太「少年の非行動向・状況と質からみた成人年齢引き下げについての一考察」『桐蔭論叢(第23号)』(桐蔭横浜大学、2010年)145頁以下、本庄武は2015年に公選法改正が契機に議論が高まっていると分析している[本庄武「日本の少年司法—その現状と課題」山口直也編著『新時代の比較少年法』(成文堂、2017年)256頁参照]

¹⁷ 一般財団法人 日本児童青年精神医学会ホームページ (<http://child-adolesc.jp/proposal/20160904/>)

ス性、社会の秩序を保つための大人と小人の最低ラインを定めていると思われる¹⁸。

未成年者の年齢を引き下げるにあたって国法上の統一として法的整合性が問われている¹⁹。しかし、表面的には 20 歳/19 歳/18 歳・・・と年齢区分があるものの、そこには合理性や蓋然性が担保されるがゆえのことと考える。よって整合性を必要とする以上より不整合である十分な理由があれば整合性を問われるべきではないかと考える。自己決定に基づく責任年齢（大人年齢）とパターンリズムに基づく保護年齢（非大人年齢）を立法において分けること²⁰で説明は十分に可能かと思われる。

【図表2-1】子どもの年齢区分-20歳未満の者

法令名	呼称	
少年法	少年	C
民法	未成年者	B
未成年者喫煙禁止法	未成年者	
未成年者飲酒禁止法	未成年者	D
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	少年	

図表 2-1 の B は、民法上の年齢引き下げとなり本法が基本となり関連する法令 348 近くの年齢制限に関わってくる。民法の成人年齢引き下げによってどのような不利益が生じるかという点、これまで高校卒業後、親元を離れて悪徳商法の害を被った際に行方責任能力の有無によって取消等が出来たものが改正に伴いできなくなる恐れがある。これに対して同 D は、身体的な側面に害を伴うことの許容範囲を下げる解すれば、安易に法的整合性で解決できる問題ではない。また C に関しても、個々の少年の特性を鑑みずにして年齢区分を下げて、新たな制度で対応すればよいという考え方は拙速である。

¹⁸ 少年に対する扱いの史的な側面から見た年齢区分に関しては、〔小関慶太『健全育成』について一考察（2）-古法からの模索』『桐蔭論叢（第 21 号）』（桐蔭横浜大学、2009 年）137 頁以下〕を参考に

¹⁹ 法務省「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会 第 1 回ヒアリング及び意見交換（平成 27 年 11 月 2 日）議事録」<http://www.moj.go.jp/content/001165704.pdf>

²⁰ 山口直也「終章」山口直也編著『子どもの法定年齢の比較法研究』（成文堂、2017 年）287-288 頁参照

【図表2-2】子どもの年齢区分-18歳未満

法令	呼称/備考
児童福祉法	児童 乳児：1歳未満 幼児：1歳から小学校就学始期 少年：小学校就学始期から18歳未満
児童虐待の防止などに関する法律	児童
子ども・子育て支援法	子ども/18歳に達する日から最初の3月31日まで
児童手当法	児童/同上
子どもの読書活動の推進に関する法律	子ども/高校生以下・おおむね18歳以下
労働基準法	年少者 児童/15歳に達した日から最初の3月31日まで
青少年保護育成条例	青少年
児童の権利に関する条約	児童

【図表2-3】子どもの年齢区分-その他

法令	呼称/備考
道路交通法	児童：6歳以上13歳未満の者 幼児：6歳未満の者
青少年の雇用の促進等に関する法律	おおむね35歳未満の者
その他	
鉄道やバスの料金	大人：12歳以上の者（小学生を除く） 小人：6歳以上12歳未満の者（小学生） 幼児：1歳以上6歳未満の者（*1） 乳児：1歳未満
航空運賃（一般的な航空会社）（*1）	幼児：生後8日以上3歳未満の者（*2） 小人：3歳（*2）以上12歳未満の者
航空運賃（LCC）	幼児：生後8日以上2歳未満の者 小人：設定なし

*1…同伴者の数などで費用は変わってくる

*2…国際線は、3歳未満が2歳未満になる

図表 2-3 上段「青少年の雇用の促進等に関する法律」の適用年齢が 35 歳未満であることを受けて、我が国の高等学校への進学率は 100%に近い。高校卒業後の大学進学率は、50%を切っている。数値的に見るのであれば、活躍する年齢層は 20 代前半と思えるだろうが、同法の適用年齢からすると社会人になり切れない、社会人になれないニートやフリーターが増えていること、すなわち、大人としての義務を果たす能力が備わり切れていない。成人年齢を基準に見て、行為責任能力の高齢化と解される。

(5) 健康への影響

明治期以降、20歳を成人年齢としてきた。しかし、労働基準法は18歳から深夜労働を認める²¹他、図表1に示したとおり18歳未満であっても科せられる権利や義務はいくつかある。すなわち、18歳と19歳の年齢層は大人と子どもの境界期と位置づけされている。とはいえ、高校進学率は97%を超えている²²のに対して、大学進学率49.9%（平成25年）²³である²⁴。よって、婚姻制度や労働、運転免許に関わる制度は、生活上に必要な権利と解される。これらの法的整合性を双方向的利益（労働の場合は、雇用主と被雇用者間に生じる益）と年齢引き下げにより、刑罰による不利益の他、更生の機会を喪失する不利益に発展する少年法や飲酒・喫煙を禁止する法令の引き下げには、精神的及び身体的な影響力を及ぼすリスクがある。

【図表3】年齢別急性アルコール中毒搬送人員（平成26年中）



飲酒問題に関しては、1983年から2016年までの間、大学生・専門学校生・高校生を含む認知件数として154名²⁵が急性アルコール中毒で亡くなった²⁶。図表3に示したとおりアルコール中毒による救急搬送は20歳代が他の年代に比べると非常に多い。その要因の1つとして学生であることが挙げられるかと思われる。大学生グループには、集団になることで自身の行動規範から外れていても周囲同調する群集心理に支配されることで羽目を外しやすくなってしまいう事が考えられる。

20歳未満に関しても数は少ないものの禁止法があるにも関わらず相当の数がある。この他、暗数は低年齢に多いと解される。またお酒の影響は、単にアルコール摂取をして愉快になるほか、絶望感や

²¹ 井田正道「18歳選挙権は妥当か」教育と医学の会編『教育と医学』（慶応義塾大学出版会、2016年8月号 no.758）4頁参照

²² 文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/main8_a2.htm）参照

²³ 平成12年（2000年）は、39.7%であり少子化の影響もあるものの進学率はやや上がっている。

²⁴ 文部科学統計要覧（平成25年度版）

（http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/002/002b/1337986.htm）参照

²⁵ 東京消防庁データとアルコール薬物問題全国市民協会の情報のため、他道府県の件数を併せる他、暗数を含めると相当数になるかと思われる。

²⁶ アルコール薬物問題全国市民協会（http://www.ask.or.jp/ikkialhara_victims.html）

攻撃性を引き出すことで違法行為（飲酒運転、器物損壊等）や自殺の要因にもなりうるリスクがある。また健康面にも影響を及ぼしてくる²⁷。

（6）少年院（施設）の観点より

次に2015年6月より施行された新少年院法（以下「新法」とする。）では、矯正教育に対して旧少年院法（以下「旧法」とする。）と本質部分の相違はないが新法では、「矯正教育の目的」「内容などについての新たな規定」が設けられた。矯正教育は、旧法4条では「在院者の社会生活に適応させることを目的としていた」のに対して新法23条1項では「矯正教育の目的をより詳しく、在院者の犯罪傾向を矯正し、並びに在院者に対し、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び能力を習得させる」とした²⁸。すなわち、再犯・再非行を防止することを積極的に実施する旨を明記した。また少年施設の適正管理運営の担保するために視察委員会が設置された（新法8条、少年鑑別所法7条）。

年齢引き下げに伴う少年院への影響は、新法4条1項1号から4号に規定する少年院の種類と収容年齢にある。旧法から保護処分を受ける者で「心身に著しい障害がない者」「心身に著しい障害がない犯罪的傾向が進んだ者」は最大で23歳まで収容が可能であった。これらの者が少年保護手続きから外れ刑事司法手続きに移行することで少年院法の目的及び少年院での処遇の機会をも喪失してしまう事になりかねない。新法では旧法よりも法の目的を明確にし、再犯や再非行防止に力を入れてきたことが台無しになりかねない危惧がある。

少年院への収容に関しては、少年の自由を保護処分によって剥奪することが苦痛に値するという考え方も聞くところがあるが、少年に対して自己の行った行為を自覚させて内省及び反省させるため、悪いことを「悪い」「やってはならない」「相手への苦痛」等を教えるためには、必要な手段である。刑事手続きにおける不起訴・起訴猶予で世に放つより、少年院で矯正教育を科すことが少年の将来のため、社会のためになるのではないだろうか。

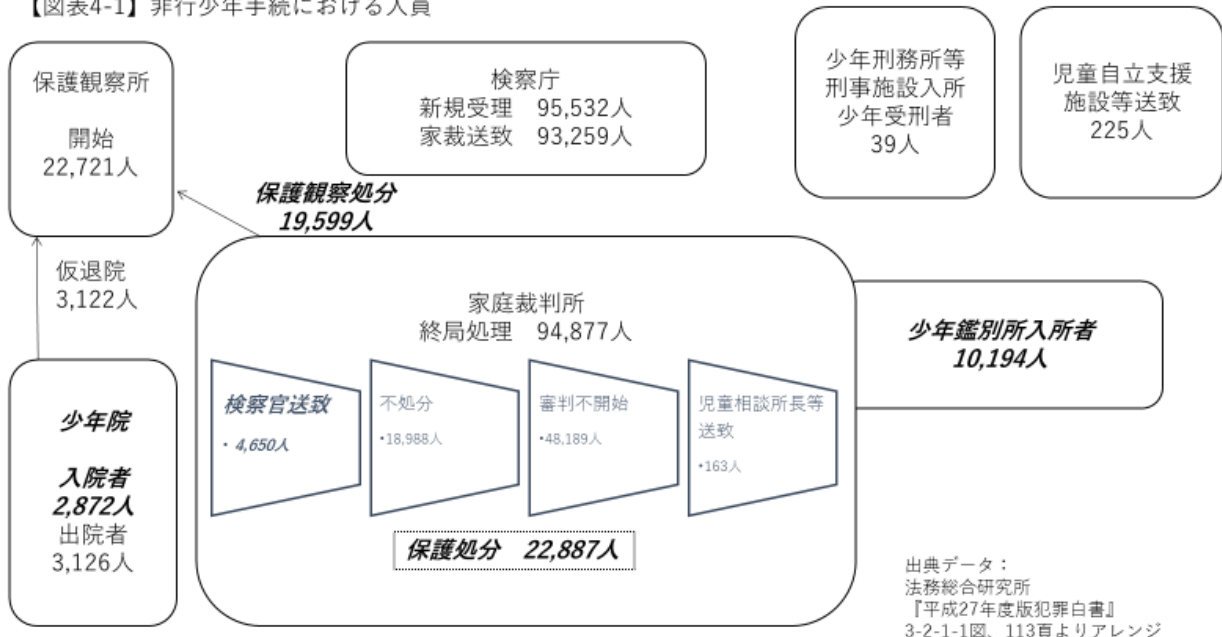
図表4-1は、年齢引き下げによる非行少年に対する流れの際にどのように影響を及ぼすかを示した。18歳以上を刑事司法手続きに乗せることで検察官送致が増大する。図表4-2は、少年院の入院状況を年少少年、年中少年、年長少年の比率を示した。その内の年長少年は、全体の42%を示している。図表4-3は、保護観察開始人員の比較であり、ここでも少年院入所同様に対象となる年長少年は非常に多い状況である。また少年院仮退院者（3,122人）の保護観察開始人員の年長少年の比率は39.8%であり非常に多い²⁹。これらの少年が保護手続きから刑事手続きに移行される。また本図表から決して少年非行が低年齢化しているとは言い難い。

²⁷ 松下幸生・樋口進「18歳からの飲酒を認めるか」前掲『教育と医学』28-35頁参照

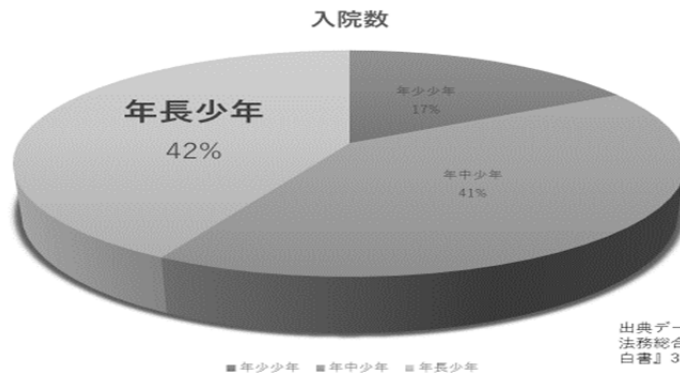
²⁸ 法務省矯正局編『新しい少年院法と少年鑑別所法』（2014年）66-67頁参照

²⁹ 法務総合研究所『平成27年度版犯罪白書』（2015年）136頁参照

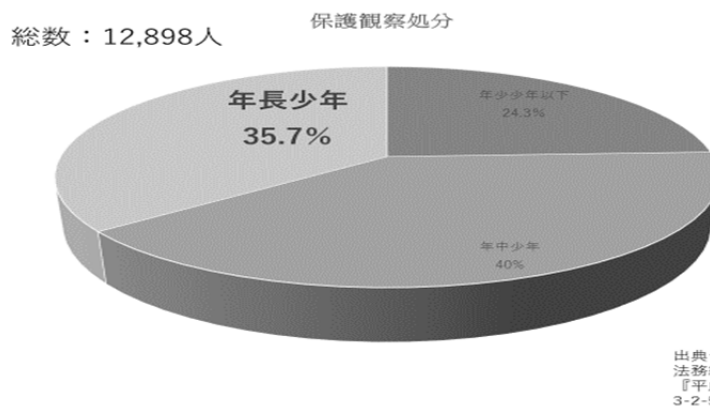
【図表4-1】 非行少年手続における人員



【図表4-2】 少年院入院人員比率



【図表4-3】 少年の保護観察開始人員比較



成人の手続きに年長少年を載せた場合は、図表 5-1 より起訴便宜主義によって起訴猶予（68.6%）及び少年のような心身の鑑別・調査を行われず可塑性や未熟性に要因のある問題解決にならず、再犯予防及び問題の早期発見・早期矯正に弊害をもたらすこととなる。

【図表5-1】 少年審判と刑事裁判の違い

	少年 (少年審判)	成人 (刑事裁判)
裁判所への事件送致	全件家庭裁判所送致主義 (送致率97%)	起訴便宜主義 (起訴猶予率68.6%)
心身鑑別	あり (親護措置時)	なし
家裁調査官による調査 (科学主義の採用)	あり	なし

【図表5-2】 不起訴人員（理由別）

総数	起訴猶予	嫌疑不十分	告訴の取消等	心神喪失	その他
166,192 (100%)	114,053 (68.6%)	35,515 (21.4%)	7,597 (4.6%)	589 (0.4%)	8,43 (5.1%)

出典データ：法務総合研究所『平成27年度犯罪白書』2-2-3-3表、45頁

3. 少年の発達成長（性徴）

(1) 少年非行の今と昔

少年非行の原因は、一昔前までは経済的貧困や社会への反発から行為に至っていたが、昨今は遊び型、遊びの延長³⁰や軽い気持ち、規範意識の低下や欠如、弁識能力が十分とは³¹言い難い中で行為（犯行）に及んでいる。特に初発型非行である万引きにおいても食べるものに困って切羽詰まって非行に手を染めていたものが、遊び仲間に誘われて経済的な理由ではなく、スリルや快感を得るためのゲーム感覚の非行に推移している。

³⁰ LEX/DB【文献番号】28105434、平成16年（わ）第2510号、第2632号

³¹ 弁識能力・判断能力の欠如が招いた事案〔LEX/DB【文献番号】28075141、平成13年（わ）第307号〕、年長少年でもあっても冷静な判断が出来なかった事例（警察官殺害）〔LEX/DB【文献番号】28035688、平成9年（わ）第347号〕

【図表6】 発達段階区分と Erikson 発達課題表

(年齢)	少年司法	生理的基準		社会的基準		発達課題 (Erikson)		
		受精(着床) 誕生(始期)	直立歩行	幼稚園入園	小学校入学	中学校入学	高校入学	就職
		positive	negative	人間の強さ				
0歳		出生前期(胎児期)				基本的信頼感	基本的不信感	希望
1か月		新生児期・乳児期				自立性	恥・疑惑	意志力
1歳半		1				自覚性	罪悪感	目的意識
6歳		4				勤働性	劣等性	適格意識
7歳		幼児期		前期				
8歳				後期				
9歳		児童期		前期				
10歳				中期				
11歳				後期				
12歳				前期				
13歳				中期				
14歳		青年期		前期		自我の同一性の確立	自我の同一性の拡散	忠誠心
15歳				中期				
16歳				後期				
17歳				前期				
18歳				中期				
19歳				後期				
20歳		成人期				親密感	孤独感	愛の能力
21歳						生殖性	停滞	世話(care)
22歳						自我の統合	絶望感	英知
40歳		成人						
60歳		中年期						
		老年期						
			死亡(終期)					

(参考文献) 程井茂男・濱口佳和・向井隆代『子どものころ、児童心理学入門』(有斐閣アルマ、2009年)9頁、15頁

掲載元媒体：小関慶太「少年の非行動向・状況と質からみた成人年齢引き下げについての一考察」『桐蔭論叢』第23号(桐蔭横浜大学、2010年)155頁よりスキャンデータ

(2) 少年の成長発達期

スリルや快感を求める時期は、図表6より大人への階段を上がっている青年期前期(=思春期)である。第二次性徴が現れる小学生高学年から高校3年生の年少少年から年中少年に掛けてである。思春期は、身体的・生理的・精神的に大きな変化、揺れ動く時期³²である。家族のコミュニティから仲間コミュニティ、地域の仲間から幅広い仲間との交流が始まると同時に自我の確立、自己を解き始める。そして自律心、独立心を求めることで反発・犯行そして刺激といったスリルや快感を求め、衝動的な反社会的な行動や非社会的行動に進んでいく。この時期の非行は、犯罪行為のみが非行と捉えるのではなく、不良交友、不登校や引きこもり、犯罪としての非行、親子間での衝突などが考えられる。

Eriksonの理論より発達段階の者に対して対話力³³、共同体組織(いわゆる居場所)³⁴、人間関係³⁵と保護の必要性を考える上で母性的な世話によって培われる信頼感から基本的信頼、無援な状態での絶望のサインを発している者をcaressしcherishしたい本能的衝動から「世話」が現れ、児童期と成人期をつなぐ青年期に忠誠強さから信頼性を有し、これが欠如すると反抗的な方向に行くことになる³⁶。また青年期に出現する独自の強さには、幼児的な信頼と成熟した信仰の双方と強い絆で結ばれており、忠誠は「誰かに導いてもらいたい」欲求、親的人物から賢明な助言者や指導者に向けかえられ

³² 東京地方裁判所は「被告人(17)が精神的に未熟で且つ性格的に異常なところがあることに加えて特殊な環境におかれたために、感動発作を起こした結果犯行に及んだ」ことは「その実行するに至っては、その間に大きな飛躍があり、甚だ唐突にして常軌を逸するものと思われるが、これは思春期にある者の情緒の著しき不安定と精神の飛躍的な変動とを前提にして考えれば、理解し得ぬものではない」としているように思春期への配慮は必要である。〔昭和39年(合)347号、家庭裁判所月報18巻6号191頁以下、下級裁判集7巻6号1232頁以下〕

³³ Erik H. Erikson "The Life Cycle Completed Extended Version" with New Chapters on the Ninth Stage of Development by Joan M. Erikson (W · W · NORTON & COMPANY, 1978) pp. 47-48

³⁴ Erik H. Erikson pp. 31, pp. 47, pp. 49

³⁵ Erik H. Erikson pp. 46

³⁶ Erik H. Erikson pp. 59-60

たものである³⁷と解されている。また Erikson の示した The Ninth Stage の 9 項目をから特に少年期に係る発達段階においては、制裁より見守・援助政策が必要に思われる。

(3) 成長の段階

幼児が児童へ、青年へ、成人へ、発達する経緯として生理的・社会的そして Erikson による発達理論を合わせてみる。

第一に子どもの成長には、乳幼児に①満足（喜怒）②苦痛（哀恐）③興味（嫌悪・驚）から照れ・共感・嫉妬を覚え、幼児期になるにつれ誇り・恥・罪悪感を持つようになる³⁸。これは成長する中で様々な環境・機会を得ることで物事を複雑に見ることができるようになるからだと思う。こうした感情が成長することにより「キレ」「荒れ」より悪い方向へ導く結果になることもある³⁹が成長の中でコントロールできるようになる能力を身に付けることで非行に走らない子どもに成長する。

第二に心と社会性を検討する。Erikson は、図表 6 のように分析をしている。Positive は達成されたら獲得でき Negative は達成出来なかった場合に生じる結果になる。児童期において、学校教育より様々な知識や技能を身に付け、人間関係を通し対人技能や道徳性などを習得する。これらが達成できれば「勤勉性」が確保されるものの達成出来なかった場合は「劣等性」が形成される。すなわち、周囲が出来ていることで劣等感を覚えてしまいこの劣等性を回復へ導かなければその後の自我同一性の確立にも大きな影響を与えてしまう⁴⁰。

子どもを取り巻く環境もここ数年で変わりつつある。高度成長期（1955-1973 年）には都市部の工業化と人口流入より遊ぶ空間の激減や仲間集団の縮小化（異年齢グループから同年齢グループへ）、テレビ視聴による屋外遊戯の減少、屋内遊戯増加、そして 1980 年からテレビゲームの普及により遊びが孤立・自閉化⁴¹することから学ぶ人間対人関係に影響をもたらしている。

子どもの体格は、戦後間もない頃の子どもの比で社会が豊かになることで様々な物を安易に手に入れること（栄養や性的刺激）が出来、成長に影響を及ぼしている。その結果、身長が高く、体重が重く、初潮や精通といった成熟が早く迎えている。身長や体重に関して、考えられるのは自分の親よりも大きく重くなっている点である。しかし、肉体的な成長のみで精神面においては、人間対人関係が希薄になることで得られるものに限りが出ることで従来に比べると精神的成長成熟相当年齢が低下してきていると考えられる。

また非行少年（犯罪少年）の質的部分について河合幹雄は、凶悪よりひ弱で稚拙化し、非行の態様面においても被害者から見ると凶悪ともとれるものの加害少年は未熟な犯罪態様である⁴²と指摘している。

³⁷ Erik H. Erikson pp. 72, pp. 73

³⁸ 桜井茂男・濱口佳和・向井隆代『子どものこころ 児童心理学入門』（有斐閣アルマ、2009 年）11 頁参照

³⁹ 広田照幸『日本人のしつけは衰退したか』（講談社現代新書、1999 年）179 頁参照

⁴⁰ 前掲桜井他 15-16 頁参照

⁴¹ 重松一義『少年法の思想と発展』（信山社、2002 年）5 頁参照、前掲桜井他 36-37 頁参照

⁴² 河合幹雄「時流自論 犯罪の『稚拙化』に注目を」（朝日新聞社、2007 年 2 月 12 日）参照

4. 判決文から「動機」「態様」の分析

(1) 分析準備

①分析対象

分析は、平成期と昭和期に分けて各「動機」「態様」の面それぞれより分析し比較を行うものである。

②分析資料媒体

各種法情報検索システムより検索した年中少年、年長少年の刑事裁判所で判決が言い渡されたものを対象とした。平成期は、30事例（事例1～30）で罪名などに関しては特にバイアスを掛けず判決が不定期刑のものが中心となっている。昭和期は9事例（事例31～39）であり、罪名に関しては平成期同様である。

③分析手法

判決文の『理由—量刑の理由』よりテキスト・キーワードを抽出⁴³した。キーワードは、図表7-1～4に記載した通りである。

(2) 分析

①動機-平成期

平成期は、子どもたちの多様化による非行が際立っている。またこの多様性が故に判断弁識能力の低下につながることで非行でしか解決できなくなっている点や規範意識の欠如・低下の問題もあるように思われる。非行の動機の「自己中心的」が70%、「身勝手」が約50%である。

事例	自己中心的	短絡的	粗暴	身勝手	その他	事例	自己中心的	短絡的	粗暴	身勝手	その他
1	○				精神障害	16	○			○	
2	○	○				17	○				
3	○	○			精神障害	18				○	
4	○					19				○	
5	○		○			20				○	
6						21		○			
7	○					22	○			○	遊び型
8	○	○				23	○	○		○	
9	○		○	○		24					無思慮
10	○			○		25	○			○	
11	○			○		26	○			○	
12				○	通り魔的犯行	27		○			
13	○	○				28	○	○		○	
14	○			○		29				○	
15	○				離人症	30	○			○	

*判決文の「量刑の理由」より筆者が分析・作成

②態様-平成期

平成期の非行態様は、態様においては、「執拗的な犯行」が約50%、「計画的な犯行」「悪質な犯行」が約40%を占めている。「卑劣な犯行」「残虐な犯行」「危険な犯行」が約20%前後を占めている他、「凶悪」「残忍」「非道」といったキーワードが含まれていた。

⁴³ 昭和期に関しては、入手可能な判決文に「量刑の理由」の掲載のないものもあったため全体的に見て分析をしている。

【図表 7-2】 平成期：少年非行態様分析表										
事例	計画的	卑劣	執拗	残虐	冷酷	悪質	危険	隠滅工作	その他	
1	○	○	○	○						
2	○			○	○					
3	○			○						
4			○			○		○		
5		○			○	◎			巧妙	
6	○								凶悪	
7	○	○				○	○			
8			○		○				非情	
9	○	○	○				○	○	凶暴、残忍	
10				○	○				凶悪、非道	
11										
12		○				○	○			
13			○	○	○					
14			○							
15	○		○	○	○					
16										○
17										○
18										○
19										○
20										○
21										○
22										◎
23										○
24										○
25	○									○
26	○									○
27	○									○
28	○									○
29										○
30										○

*判決文の「量刑の理由」より筆者が分析・作成 **二重丸「極めて悪質」

③動機-昭和期

昭和期の動機は、サンプル件数が少ないので十分に分析とは言い難いものの「自己中心的」が約 66%、「短絡的」が約 44%であった。

④態様-昭和期

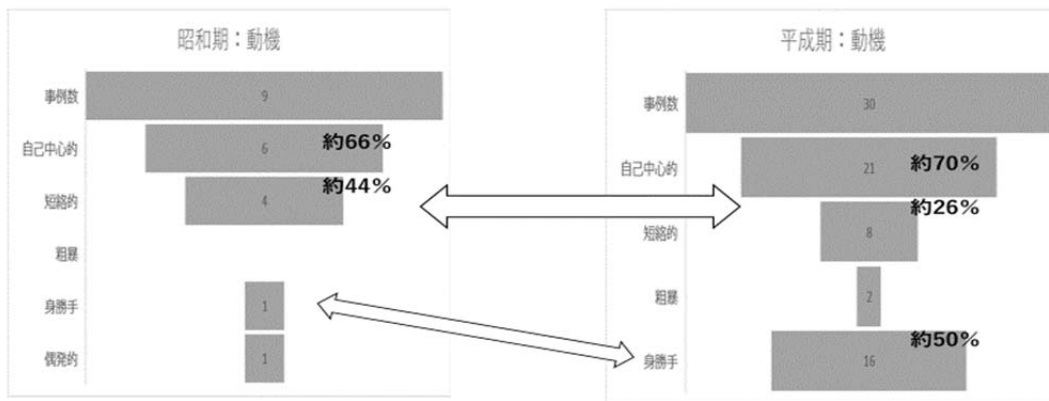
昭和期の態様は、動機同様にサンプル数の問題はああるものの「残虐な犯行」が約 66%、「計画的な犯行」が約 44%、「執拗な犯行」が約 22%であった。

【図表 7-3】 昭和期：少年非行動機分析表					
事例	自己中心的	短絡的	粗暴	身勝手	その他
31	○				
32					偶発的
33	○	○		○	
34	○	○			
35		○			
36		○			
37	○				
38	○				
39	○				

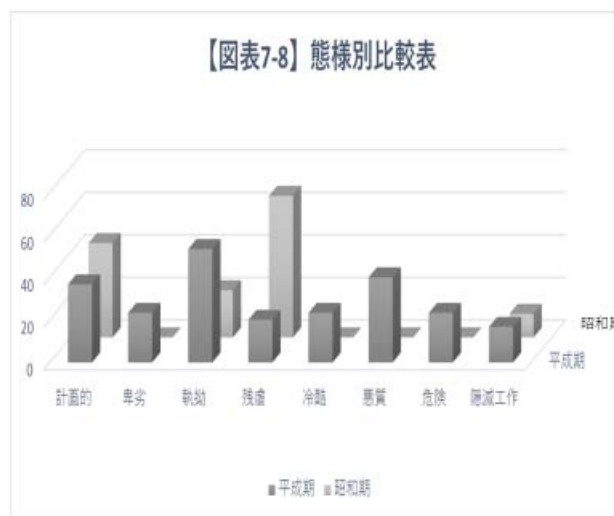
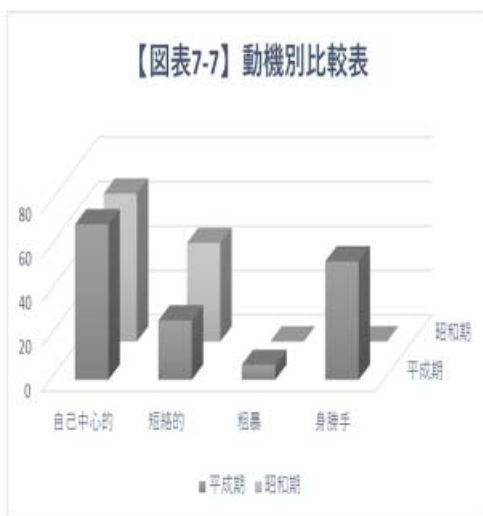
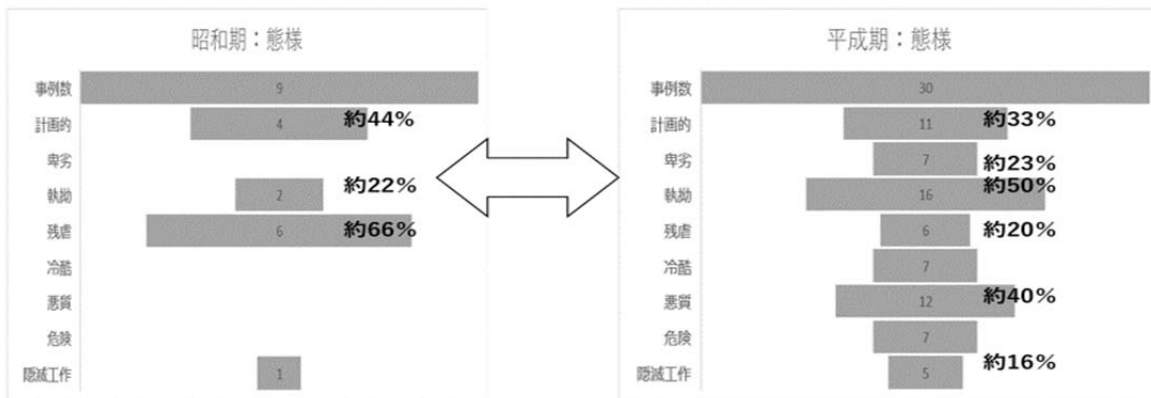
【図表 7-4】 昭和期：少年非行態様分析表									
事例	計画的	卑劣	執拗	残虐	冷酷	悪質	危険	隠滅工作	その他
31	○			◎				○	
32									残忍
33			○	○					
34	○			○					
35	○								重大
36				○					
37				○					
38	○		○	◎					
39									通り魔・特異

*判決文より筆者が分析・作成 **二重丸「極めて悪質」

【圖表7-5】動機：昭和-平成 比較表



【圖表7-6】態樣：昭和-平成 比較表



(3) 比較

動機の面から比較するとともに共通していることは「自己中心的な動機」の比率が高い。大きな違いは、平成期は「身勝手な動機」が昭和期に比べると非常に高い。その背景には、一般的に言われる非行の動機が「貧困」「経済的な理由」から「遊び型」「スリル求心」へ変化している点からも説明ができる。(図表 7-5、7-7)

態様の面からは、昭和期は「計画的」「残忍」が高い数値であったが平成期は、「悪質」「執拗」が多くを占め、計画性的な態様はそこまで多くなかった。またテキスト・キーワードにおいても、昭和期は項目が平成期の半数程度であり、ここから少年非行の態様の複雑化と解される。(図表 7-6、7-8)

5. 一考察

少年法は 2000 年改正以降、ことあることに改正を繰り返すことで少年保護優先主義から折衷説、そして刑事司法化が進んでいる。少年法は、愛の法と解されていたが現行法は理念（骨格）を変えていないが全体像（肉付き）から考えると変容しつつある。

本改正は、年長少年を少年保護手続きから成人同様の刑事手続きに移行することで保護を必要とする者へ早期治療・早期保護が達成できず、すなわち保護主義による問題解決が施されることなく、社会に戻されることで再犯可能性を高めてしまうリスクを懸念する。

例えば、特殊詐欺の出し子、受け子で依頼された仕事が詐欺であると認識しつつも罪を犯すことがある。裁判では「悪質重大性、少年の果たした役割、保護処分歴、規範意識の欠如及び犯行後の姿勢、資質上の問題、家庭の監督力の弱さに鑑みれば、少年の再非行を防止し、健全な社会生活を営むことができるようにするためには、少年を施設に収容し、規律正しい生活を送る中で規範意識を涵養するとともに、専門家による矯正教育を行ってその特性に応じた性格等の問題の改善、克服を図ることが是非とも必要であるから、少年を中等少年院に送致すること⁴⁴⁾」としている。また逮捕時に警察官を殺害した事案では「自己の行為の予測やその社会的意味の認識が十分にできずに、店舗荒らしに柳刃包丁を携帯し、臨場した警察官を殺害しているのであり、その行動の背景には、父親の権威的で支配的な禁止や規制の強い家庭教育に問題があり、被告人も、不本意ながら他人に迎合して自己の殻を閉じこもりがちであったことから、年齢相応の社会性や現実的な対人関係を身につけないまま成長してきた問題点が指摘できるのであり、本件各犯行は少年非行の特性を強く具有している⁴⁵⁾」としている。2つの事例のように年長少年であっても成育環境などより弁識能力や価値判断、行為への認識などが一律に評価することが出来ない。よって、起訴便宜主義に基づく起訴猶予や不起訴と判断を下すよりも、家庭裁判所の職権主義の下で真摯に向き合って問題解決へ導くことが必要不可欠である。

2016 年 12 月 20 日に法務省「若年者に対する刑事法制のあり方に関する勉強会⁴⁶⁾」取りまとめ報告書が発表された。本書は「少年法の適用年齢引き下げ」と「若年者の刑事処遇や教育刑の抜本的な強

⁴⁴ WestLaw.Japan【文献番号】2015WLJP04027001、平成 27 年（少）第 408 号

⁴⁵ LEX/DB【文献番号】28035688、平成 9 年（わ）第 347 号

⁴⁶ 「成年年齢に関する特命委員会（自由民主党）」の答申を受け、法務省は 2015 年 11 月に「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」を設置した。本勉強会は、少年法適用年齢を 18 歳未満に引き下げることを前提として、18 歳以上の若年者に対する刑事法制の在り方を 2015 年 11 月 2 日から 2016 年 7 月 29 日までの間、有識者から 10 回のヒアリングを行い検討した。それを踏まえて、2016 年 12 月 20 日に取りまとめ報告書が公表された。

〔法務省 (<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06100055.html>)、「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」取りまとめ報告書（全体版）(<http://www.moj.go.jp/content/001210649.pdf>)〕

化」についてまとめている。なお後者は、2017年1月報道にある「刑罰の一元化⁴⁷」にも関係している。刑の一元化は、従来の懲役刑（刑務作業が義務）と禁錮刑（刑務作業が義務ではないが希望すれば可）を1本化することで特性に即した処遇⁴⁸が見込まれる。懲役刑と少年院送致への垣根をこれまで以上に低くし、少年刑務所と少年院の布石をなくすことが想定されるがそれぞれの性質をどの程度まで一緒にすることが可能かは何とも言い難い。また年長少年を少年法の範囲から外すことで懸念されている点を払拭することができるのかもしれない。すなわち、手続きは成人同様にしつつも刑罰の単一化で26歳まで⁴⁹を従来同様の処遇を施すことが可能となるのではないかと考える。ただ、後者を行うためには前者の改革も必要としている。しかし、少年法の第一理念は「健全育成」、健全な社会人へ育成することである。そのためには、刑罰ではなく矯正教育が必要となる。また当事者主義の刑事手続きより科学主義に基づいた職権主義の中で個々の少年に寄り添った懇切丁寧な審判が求められる。少年の内面的（精神面・成長面）配慮を法には担保されなければならない。第4次改正の際に不定期刑の範囲を引き上げる際に付添人制度の拡張をセットにしたように、人質を取ることで改正するということにはやや問題があるように感じられる。

成人年齢を引き下げるとは、これまで見てきたように少年に「不利益」が生じてくる。また昨今の成人者の行動を鑑みるのであれば肉体的な側面では大人になっているのかもしれないが、精神面では十分に大人になり切れしていない点より、行為に対して「不利益」が生じてくる刑事司法・少年保護に関しては、引下げより引き上げが必要である。図表2-3に示した青少年の雇用促進に関する法令では、対象を35歳未満としているように、大人になり切れしていない者が増えている点も考慮が必要である。

以上の点より、子どもたちの未来に対して「不利益」が生じる法改正は拙速に行うべきではなく、慎重に慎重を重ねてしっかり議論をし、納得の行く形が求められるべきである。また少年法適用範囲が2歳下回ることが将来的な点からみると、全体的に年齢の引き下げのきっかけにもなりかねず、年中少年や年少少年に対しても「不利益」のリスクを捨てきれない。法を改正するのではなく、少年非行の原因や社会病理を分析し、社会が非行防止に努めることが先決であるように思われる。

47 橋本祐子「刑罰制度の廃止と損害賠償一元化論」『法社会学（第65号）』（有斐閣、2006年）82頁以下参照、日本弁護士連合会「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」

（http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil_liberties/year/2016/2016_3.html）2016年参照

48 刑務作業、学習指導、処遇プログラム

49 第三種少年院（旧少年院法では「医療少年院」）の収容可能年齢

分析資料

- 事例 1 : LEX/DB 【文献番号】 25470389、平成 21 年 (わ) 第 1197 号
- 事例 2 : LEX/DB 【文献番号】 28065273、平成 13 年 (わ) 第 853 号
- 事例 3 : LEX/DB 【文献番号】 25470185、平成 21 年 (わ) 第 272 号
- 事例 4 : LEX/DB 【文献番号】 28095461、平成 15 年 (わ) 第 211 号
- 事例 5 : LEX/DB 【文献番号】 28145176、平成 18 年 (わ) 第 2082 号
- 事例 6 : LEX/DB 【文献番号】 28115140、平成 17 年 (少) 第 3054 号、刑集 59 卷 6 号 723 頁以下
- 事例 7 : LEX/DB 【文献番号】 28115130、平成 16 年 (わ) 第 7818 号、最高裁判所家庭局『家庭裁判月報』(以下『家月』) 58 卷 3 号 154 頁以下
- 事例 8 : LEX/DB 【文献番号】 28105491、平成 15 年 (わ) 第 376 号
- 事例 9 : LEX/DB 【文献番号】 28145254、平成 19 年 (わ) 第 409 号
- 事例 10 : LEX/DB 【文献番号】 28105396 平成 16 年 (わ) 第 268 号
- 事例 11 : LEX/DB 【文献番号】 28035688、平成 9 年 (わ) 第 347 号
- 事例 12 : DI-Law.com 【判例 ID】 28165424、平成 24 年 (わ) 第 1697 号
- 事例 13 : LEX/DB 【文献番号】 25421098、平成 18 年 (わ) 第 506 号
- 事例 14 : LEX/DB 【文献番号】 25482083、平成 23 年 (わ) 第 551 号、平成 23 年 (わ) 第 6391 号
- 事例 15 : LEX/DB 【文献番号】 25482447、平成 23 年 (わ) 第 257 号
- 事例 16 : LEX/DB 【文献番号】 25482157、平成 23 年 (わ) 第 1122 号
- 事例 17 : LEX/DB 【文献番号】 25481798、平成 23 年 (わ) 第 1080 号
- 事例 18 : LEX/DB 【文献番号】 25480464、平成 22 年 (わ) 第 721 号
- 事例 19 : LEX/DB 【文献番号】 28105418、平成 16 年 (わ) 第 491 号
- 事例 20 : LEX/DB 【文献番号】 28075674、平成 13 年 (わ) 第 444 号
- 事例 21 : LEX/DB 【文献番号】 28075151、平成 13 年 (わ) 第 307 号
- 事例 22 : LEX/DB 【文献番号】 28105434、平成 16 年 (わ) 第 2510 号、同第 2632 号
- 事例 23 : LEX/DB 【文献番号】 25410522、平成 15 年 (わ) 第 309 号
- 事例 24 : LEX/DB 【文献番号】 28085594、平成 14 年 (わ) 第 626 号
- 事例 25 : LEX/DB 【文献番号】 25481264、平成 23 年 (わ) 第 1100 号
- 事例 26 : LEX/DB 【文献番号】 25481263、平成 23 年 (わ) 第 1100 号
- 事例 27 : DI-Law.com 【判例 ID】 28182185、平成 24 年 (わ) 第 134 号
- 事例 28 : LEX/DB 【文献番号】 28115384、平成 17 年 (わ) 第 7065 号
- 事例 29 : LEX/DB 【文献番号】 28095134、平成 15 年 (わ) 第 178 号
- 事例 30 : LEX/DB 【文献番号】 28105343、平成 15 年 (わ) 第 3288 号
- 事例 31 : LEX/DB 【文献番号】 25402200、昭和 39 年 (わ) 第 813 号
- 事例 32 : LEX/DB 【文献番号】 25460835、家月 14 卷 4 号 258 頁以下
- 事例 33 : LEX/DB 【文献番号】 25461144、昭和 43 年 (わ) 第 107 号、昭和 43 年 (わ) 第 120 号、昭和 43 年 (わ) 第 144 号、昭和 43 年 (わ) 第 750 号、家月 21 卷 2 号 207 頁以下
- 事例 34 : 家月 18 卷 6 号 191 頁以下、下級裁刑集 7 卷 6 号 1232 頁、昭和 39 (合) 第 347 号
- 事例 35 : LEX/DB 【文献番号】 25460573、昭和 32 年 (わ) 第 710 号、第一審刑事裁判例集 1 卷 3 号 469 頁
- 事例 36 : LEX/DB 【文献番号】 25460740、下級裁刑裁判例集昭和 34 年 1 卷 10 号 2217 頁

事例 37 : LEX/DB【文献番号】25460677

事例 38 : LEX/DB【文献番号】27921914、昭和 56 年（わ）第 353 号

事例 39 : LEX/DB【文献番号】27943284、家月 19 卷 5 号 142 頁以下

<註に示していない参考文献一覧>

LEX/DB【文献番号】24006337、平成 5 年（し）第 96 号、刑集 47 卷 9 号 217 頁以下

内山絢子監修『面白いほどわかる！犯罪心理学』（西東社、発行年不明）

森田明『未成年者保護法と現代社会〔第 2 版〕』（有斐閣、2008 年）

本庄武『少年に対する刑事処分』（現代人文社、2014 年）

鮎川潤『少年非行 社会はどう処遇しているか』（左右社、2014 年）

鮎川潤『新版 少年非行の社会学』（世界思想社、2002 年）

武内謙治『少年法講義』（日本評論社、2015 年）

丸山雅夫『少年法講義〔第 2 版〕』（成文堂、2012 年）

守屋克彦・斉藤豊治編『コンメンタール少年法』（現代人文社、2013 年）

葛野尋之『「改正」少年法を検証する』（日本評論社、2004 年）

重松一義『少年法の思想と発展』（信山社、2002 年）

法曹会『改正少年法の運用に関する研究』（2006 年）

小林寿一編『少年非行の行動科学』（北大路書房、2008 年）

田宮裕・廣瀬健二編『注釈少年法【第 3 版】』（有斐閣、2009 年）

森武夫監修『ケースファイル 非行の理由』（専修大学出版局、2000 年）

樋口幸吉編『少年非行問題講座 I 実態と原因』（明治図書出版株式会社、1968 年）

岩井弘融・樋口幸吉他編『日本の犯罪学 1 原因 I』（東京大学出版会、1969 年）

岩井弘融・樋口幸吉他編『日本の犯罪学 2 原因 II』（東京大学出版会、1969 年）

平野龍一編『日本の犯罪学 5 1970-1977 I 原因』（東京大学出版会、1980 年）

所一彦・星野周弘他編『日本の犯罪学 7 1978-95 I 原因』（東京大学出版会、1998 年）

矢島正見『少年非行文化論』（学文社、1996 年）

（受理日：2017 年 1 月 24 日）

